

保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)
ただし、右記の①～③のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりませんので、「納付書」または「口座振替」にて納めてください。

【注意】

国民健康保険税の口座振替は自動継続されません。再度、国保賦課徴収係へ申し出を行なってください。

- ①介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
 - ②介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
 - ③新たに後期高齢者医療制度に加入された方の半年の期間
- ※社会保険料控除は、「年金天引き」は本人に「口座振替」は口座名義人に適用されます。

令和4年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の皆様へ ～特定健診・後期高齢者健診のご案内～

◆コロナ禍だからこそ、健康状態のチェックが必要です。

新型コロナウイルス感染防止による受診控えは、健康上のリスクを高めてしまいます。
コロナ禍だからこそ、自分の体を知ることが健康維持の第一歩です。

◆生活習慣病は、自覚症状がないまま、進行していきます。

「何も症状がないから」といって放置するのは大変危険です。健診は、生活習慣病をはじめとする病気を防ぐために欠かせないものです。健診を必ず受けて、健康づくりに生かしましょう！

◆健診は「家族の幸せ」守ります。

特定健診は、国が定めた年1回の健康診断です。今の健康状況を確認するためにも必ず受診しましょう。

■対象者および当日の持ち物

種類	対象者	持ち物
特定健診	40～74歳の国民健康保険加入者	●受診券(水色)
後期高齢者健診	75歳以上の方、または65歳～74歳で一定の障がいのある後期高齢者医療保険加入者	●質問票 ●被保険者証

【対象外の方】

- 6カ月以上入院されている方
- 施設に入所されている方
- 妊産婦の方など

※受診券は5月に郵送しましたが、届いていない方は医療保険係まで、お問い合わせください。

※市外で受診できる医療機関、その他の集団検診、がん検診などの詳しい内容につきましては、5月に郵送しました受診券に同封されたチラシでご確認ください。

■市内で受診できる医療機関【要予約】

医療機関(住所)	電話受付時間	電話番号
佐々木内科クリニック (東文京町2丁目1番地)	8時00分～16時30分	☎32-5516
あかびら市立病院 (本町3丁目2番地)	8時00分～12時00分 13時00分～16時30分	☎32-3211
平岸病院 (平岸新光町2丁目1番地)	9時00分～12時00分 13時30分～15時00分	☎38-8331

【受診料無料】

受診期間
令和5年3月31日(金)まで

問合せ

- 受診券に関すること
医療保険係☎32-2214
- 健診(検診)に関すること
健康づくり推進係☎32-5665



information 医療保険

後期高齢者医療制度のお知らせ ～令和4年度の保険料について～

問合せ

- 北海道後期高齢者医療
広域連合☎011-290-5601
- 国保賦課徴収係☎32-2214

保険料の計算方法(令和4年度)

均等割 【1人当たり保険料】 51,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得－最大43万円) ×10.98%	=	1年間の保険料 限度額66万円 100円未満切り捨て
-------------------------------------	---	--	---	---

- ▶1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- ▶年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を引いたものです。
- ※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料の軽減

①均等割の軽減(年額)

- ▶軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ▶被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ▶昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和4年度
43万円+10万円×(給与所得者などの数－1)	7割
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数－1)	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数－1)	2割

※給与所得者などとは、以下のいずれかに該当する方となります。

- 給与等の収入金額が55万円を超える方
- 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、**制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減**となります。(51,892円→25,946円)
※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が入社している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合がありますので、国保賦課徴収係へご相談ください。